

## 「平和への権利」国連宣言

2016年12月19日、国連総会は「平和への権利」宣言を採択しました。賛成131カ国、反対34カ国、棄権19カ国。また同じ12月23日、国連総会は核兵器の全面廃絶に至る法的拘束力をもつ条約について交渉する国連会議の招請決議を採択しました。賛成13カ国、反対35カ国、棄権13カ国。どちら人も人びとが平和に生活する人権問題として、今日の世界が直面する重要課題であり、採択は多数の国際世論が支持していることを示しています。日本政府は、しかしどちらにも反対しました。

アメリカは核兵器禁止条約問題について報道をくり返したけれども、「平和への権利」国連宣言についてはとりやめな中で、東京新聞の記事が目立ちました。東京新聞(2017.2.19)は、平和への権利国際キャンペーン日本実行委員会事務局長である笹本潤弁護士のインタビュー記事によって採択の意義を伝えました。笹本潤氏には、宣言作成の経過や意義と今後の課題などについて論考を寄せていただきました。

核兵器禁止条約の交渉開始を求めた国連総会決議について、日本原水協全国理事会(2017.2.5)は、2017年度運動方針で「国際政治ではじめて条約の締結交渉が開始される画期的動きがすすんでいる」とその意義を評価し、アメリカに追従して反対した日本政府に対しては、「被爆国にあるまじき態度でありきびしく抗議する」(『原水協通信』3・6号外)と表明しました。さらに5月22日、国連総会に提案される「核兵器禁止条約草案」が公表されると、各国の平和・反核団体は一斉に歓迎を表明しました。日本被団協もこの草案を支持し、「ヒバクシャ国際署名運動」をひろげています。日本被団協事務局長である木戸季市氏の論考は、被団協結成の歴史にもふれながらこの条約草案作成の経過をのべています。

「平和への権利」国連宣言と核兵器禁止条約交渉の開始はからずも示しているように、すべての人が持っている人権としての平和に生活する権利を現実のものとするためには、国際連帯と共同の運動が求められます。治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟(国賠同盟)は、国際活動を積極的に展開してきました。国際部副部長である田辺実氏の論考に、その活動が同盟結成に至った歴史的背景とともにのべられています。

今の日本政府は、立憲主義を否定し戦争のできる国家体制づくりにむかって憲法改悪をめざしています。このような政治状況の中で、「平和への権利」国連宣言は、今後の平和運動に理論的にも実践的にも大きい意義を持つにちがいない。アメリカ軍の新基地建設が重大な問題となっている沖縄から憲法学の小林武氏は、平和的生存権が恒常的に侵害されている沖縄県民の現実をふまえて、「平和への権利」国連宣言が戦争違法化、人権と平和の不可分性という従来の認識をこえる豊かな内容を持っていることを指摘し、そして「米軍基地をなくそうとする運動にとっても新しい地平を開く契機となる」とのべています。

広島で平和教育に携わっている「平和ゼミナール」の澤野重男氏は、広島における戦後の平和教育の歴史をたどりその成果を確認したうえで、「権利としての平和」を個人・社会・国家のレベルで問い直す「新しい平和教育の時代が来ている」として、広島平和教育の原点である原爆学習の再構築、広島市教育委員会作成の副読本の検証などの今日的課題を提起しています。

「平和への権利」国連宣言は、平和な生活を求めている各地域の住民運動やさまざまな市民運動の中で広がり、議論されていくことと思います。本誌のささやかな特集がその契機・素材の一つになることを願っています。「平和への権利」国連宣言の本文全5条は、笹本潤氏の論考の最後に資料として付けられています。なお掲載できなかったのですが、宣言には重要な内容を持っている長い前文があります。後日、本誌に掲載したいと思います。

本誌は人権の国際基準の発展を学ぶという見地から、「平和への権利」国連宣言の作成に注目してきました。2013年2月増刊号には、国連人権理事会が国連総会への提案を予定して作成した第三次草案(仮訳・笹本潤)を掲載しています。この第三次草案は、前文が比較的短いのですが、本文は全14条で各条ごとに項目(すべてで57項目)があり包括的な人権宣言となっていて、今回採択された宣言とは形式的に大きい違いがあります。「平和への権利」国連宣言について議論し学習するために、重要な参考資料であると思いますので活用してください。(編集部)